

**舞鶴市一般廃棄物最終処分場埋立地管理業務**

**公募型プロポーザル実施要領**

**令和5年12月**

# 舞鶴市一般廃棄物最終処分場埋立地管理業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣 旨

本業務は舞鶴市が設置した舞鶴市一般廃棄物最終処分場における「廃棄物の処理および清掃に関する法律（以下「法」という。）」に基づく埋立地の適正かつ総合的な維持管理を円滑に実施することを目的とする。

当該処分場埋立地については、令和3年11月30日から供用開始し、供用予定年数は15年としているが、廃棄物量の減少等の理由から当初の計画よりも長期間の運用が可能と推測される。法に基づく適正な維持管理を行いつつ、加えて廃棄物の埋立作業時の減容化に取り組むことで、さらなる埋立地の延命化が期待できることから、減容化に努めた廃棄物埋立および適切な埋立地管理を実施する事業者を募るものである。

当該業務については、本実施要領に基づき、公募型プロポーザルにより受託者の選定を行うこととする。

## 2. 委託業務の概要

### (1) 業務名

舞鶴市一般廃棄物最終処分場埋立地管理業務

### (2) 業務仕様書

別紙「舞鶴市一般廃棄物最終処分場埋立地管理業務発注仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

令和6年4月1日（月）から令和9年3月31日（水）まで（3年間の長期継続契約）

### (4) 委託契約額の上限（消費税及び地方消費税の額を含む）

57,904,000円（3年間の合計）

### (5) その他

本実施要領に基づき決定した受託候補者と詳細な業務内容及び契約条件について協議し、合意に至った後、契約を締結する。

また、契約の締結については、本事業にかかる令和6年度予算の成立を条件とし、契約日は令和6年4月1日とする。

翌年度以降においては、市の歳出予算における本契約の契約金額について、減額又は削除された場合には契約を解除する可能性がある。

### <契約にあたっての主な留意事項>

- ① 提案された企画内容は必要に応じて修正するものとし、そのまま委託するものではないこと。
- ② 提案された企画内容をもとに業務委託仕様書を作成し、契約するものとする。（別添発

注仕様書は業務の概要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書の作成については受注決定後、協議のうえ作成する。）

- ③ 業務の全部又は一部について、市の承諾なしに他者に再委託することはできない。
- ④ 委託契約の締結に当たっては、地方自治法や舞鶴市会計規則をはじめとする諸規程を適用する。

### 3. 参加資格

この公募型プロポーザルへの参加資格は、次の要件をいずれも満たす者であること。

- (1) 舞鶴市競争入札参加者資格登録業者のうち市内業者もしくは準市業者であること。  
なおかつ舞鶴市内に建設業法第3条の規定に基づく本店を有し、令和5年度舞鶴市建設工事競争入札参加資格者のうち、公告日現在、「土木一式工事」の「A等級」又は「B等級」に認定されている者、もしくは舞鶴市内に建設業法第3条の規定に基づく営業所（舞鶴市建設工事競争入札参加資格における委任先として登録されていること）を有し、土木一式工事に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値が800点以上の者であること、もしくは最終処分場埋立地の管理業務経験（元請）がある者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (3) 舞鶴市入札参加停止に関する要綱（平成30年告示第34号）に基づく入札参加停止の期間中の者でないこと。
- (4) 舞鶴市暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第3号に掲げる暴力団員等又は同条第4号に掲げる暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 市町村税を滞納している者でないこと。

### 4. 企画提案

企画書は別に定める仕様書に示した内容を踏まえた上で、概ね次の項目順により記載すること。

- (1) 実施方針
- (2) 業務実施体制
- (3) 有資格者であることを証明する書類、類似業務の実績を証明する書類
- (4) 企画提案書

以下の項目について記載した企画提案書を作成し提出すること

- ・減容化に努めた廃棄物の埋立方法、覆土方法
- ・スムーズな廃棄物搬入を可能にする埋立地管理方法
- ・通常の埋立以外で、別途埋立てた廃棄物の減容化につながる方法
- ※上記3項目については、2重遮水シート、漏水検知システム、集排水管への配慮を記載すること。
- ・地元や関係機関に配慮した効率的な覆土運搬業務の方法
- ・緊急時の対応方法

- (5) その他特に提案すべき事項

## 5. 一般事項

### (1) プロポーザルの日程

公 告	令和5年12月6日(水)	舞鶴市ホームページ、舞鶴市掲示板
見学会	令和5年12月13日(水)	時間は別途調整。参加多数の場合、別日になる可能性あり
質問書の提出期限	令和5年12月15日(金)	17時必着
質問に対する回答	令和5年12月20日(水)	舞鶴市ホームページに掲載する。
参加申込書類の提出期限	令和5年12月26日(火)	17時必着
参加資格確認の通知	令和5年12月28日(木)	17時までにメールで通知。
企画提案書類の提出期限	令和6年1月22日(月)	17時必着
審査の実施日	令和6年1月	下旬予定
審査結果の通知日	令和6年2月	上旬予定

### (2) 選定方法等

舞鶴市一般廃棄物最終処分場埋立地管理委託プロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という)において次項「(3)」の応募書類とともに、以下の審査基準により審査し、当該業務の履行に最も適した契約の相手方の候補者(以下「特定者」という。)を特定する。なお、審査は非公開とし、審査結果に対する異議申し立てはできないこととする。

審査項目	配点	審査の観点
実施方針	5	当該業務の目的・内容を十分に理解しているか。仕様書を的確に踏まえた提案内容となっているか。
業務実施体制	10	業務遂行上、必要な知識と実績を有する現場責任者、作業員が配置され、業務の遂行に必要な実施体制が整っているか。
	10	廃棄物処理施設技術管理者(最終処分場)等、本業務に精通した職員の監督・指導を随時受けつつ、埋立業務が実施できる体制が整っているか。
緊急時の対応	10	不測の事態が発生した際には直ちに駆け付け、機能保全のための措置をとることができるか。
業務実績	15	平成15年以降に管理型最終処分場(一般廃棄物、産業廃棄物は問わない)の埋立地管理業務の経験が3年以上ある、もしくは管理型最終処分場の施工経験があり、管理型最終処分場の埋立地管理業務の経験が1年以上ある業者である。
提案内容	20	減容化に努めた搬入廃棄物の埋立作業手順が示されているか。
	10	スムーズな廃棄物搬入を可能にする埋立地管理方法となっているか。
	10	その他埋立てた廃棄物の減容化を行うための提案がなされているか。
	10	周辺地域や関係機関に配慮しつつ、効率的に覆土運搬業務を実施できるか。
合計	100	

### ①審査（ヒアリング）

- ア 企画提案者に対し、必要に応じてヒアリングを実施する。
- イ 出席者は、現場責任者を含む最大3人までとする。
- ウ ヒアリングは、1社25分（提案説明約15分、質疑10分）とし、順次個別に行う。
- エ ヒアリングの実施内容については、別途文書で通知する。  
なお、応募者が1社の場合でも、優れていると認められた場合は特定者として選定する。
- オ 応募が多数の場合は、評価委員会委員長の一任のもと、書類選考を実施し、書類選考通過者に対して必要に応じて、ヒアリング審査（1月中旬～下旬実施予定）を行うものとする。書類選考の評価基準は上記のとおりとする。
- カ 選定結果は、審査対象者全員に文書で通知する。

### ②候補者の選定

- ア 失格者を除いたもののうち、(2)の総合点が最も高い者を、契約の相手方候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、金額の最も安価な者を契約の相手方候補者として選定する。
- ウ 以上に関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

### ③失格要件

- 以下の場合には、評価委員会において審査の上、失格とする。
- ア 企画提案書類に虚偽の記載・申告がある場合
  - イ 企画提案書類に記載された配置予定職員が配置できないことが明らかになった場合
  - ウ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - エ その他、評価委員会において不相当と認められた場合

## (3) 応募書類

### <参加申込書類>

- ①参加申込書（様式1）
- ②事業者概要書（様式2）
- ③業務実績書（様式3）
- ④応募資格の要件を全て満たす旨の宣誓書（様式4）
- ⑤事業者の概要を説明したパンフレット・リーフレット等

### <企画提案書類>

企画提案書の審査は匿名で行うため、企画提案書の内容に参加者が特定できる名称・記号・商標等を記載しないこと。

- ① 企画提案書（様式5に企画提案書(任意様式)を付し提出すること）  
※企画提案書は、表紙・目次を除き20ページ以内とする。

※A3サイズ等の使用も認めますが、A4サイズを1ページとしてカウントします。  
A3サイズ等を使用する場合はA4サイズに折りたたんで提出してください。

- ② 配置予定職員経歴等（様式6）
- ③ 業務実施体制表（様式7）
- ④ 見積内訳書（様式8）

〔提出にかかる留意事項〕

- ・ 応募1事業者につき申請は1件とする。
- ・ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- ・ 提出された書類の内容変更はできない。
- ・ 応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ・ 提出方法は、持参又は郵送とし、郵送の場合は提出期限必着とする。

〔企画提案書の取扱い〕

- ・ 提出後の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ・ 著作権は、それぞれの企画提案者に帰属する。

#### （4）提出部数

＜参加申込書類＞

2部（正本1部、副本1部）

＜企画提案書類＞

10部（正本1部、副本9部）

#### （5）提出様式

様式に定めのあるものについては、舞鶴市ホームページからダウンロードして入手すること。

※舞鶴市ホームページ

「しごと・産業」－「入札・契約・工事施工」－「公告（プロポーザル・簡易公募等）」に掲載。

#### （6）見学会

廃棄物埋立現場および使用できる施設等の見学会を開催する。

- ・ 日 時：令和5年12月13日（水）  
※時間は別途調整。参加多数の場合別日になる可能性あり。
- ・ 場 所：舞鶴市一般廃棄物最終処分場
- ・ 人 数：1応募者あたり2名まで
- ・ 申込方法：令和5年12月11日（月）中にメールにより舞鶴市生活環境課へ連絡。  
「舞鶴市一般廃棄物最終処分場埋立地管理業務見学会申込」の文字を必ず件名の冒頭に入れること。申込内容を確認後、受信確認メールを送付する。  
※メール本文には「企業名」「参加者名」および「来場車両」を必ず記載すること。

- ・質 問 等：見学会中、質疑応答は行わない。質問事項がある場合は「(7) 応募に関する質問」として提出すること。
- ・そ の 他：見学会への参加は任意とする。参加希望者がいない場合は開催しない。

#### (7) 応募に関する質問

企画提案書に関する質疑については、以下の手順により受け付ける。

- ・ 受付期限：令和 5 年 12 月 15 日（金）午後 5 時
- ・ 質問は所定の質問書（様式 9）によりファクシミリ、メールにて受け付けるものとする。
- ・ 質問に対する回答は、舞鶴市ホームページにて質問とともに公表する。

※質問書の提出でメールを利用する場合は「舞鶴市一般廃棄物最終処分場埋立地管理業務」の文字を必ず件名の冒頭に入れること。

#### (8) 参考資料

- ①「舞鶴市環境基本計画」
- ②「舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」
- ③「舞鶴市ごみ分別ルールブック」
- ④「舞鶴市一般廃棄物最終処分場 パンフレット」
- ⑤「維持管理記録（令和 2 年～令和 4 年度）」
- ⑥「舞鶴市一般廃棄物最終処分場 竣工図面」（ファイル形式：PDF）

※①～⑤の資料については、舞鶴市のホームページで参照すること。

※⑥については個別 PDF スキャンデータで提供するため、舞鶴市生活環境課へ別途連絡すること。

#### (9) 提出先

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地  
舞鶴市市民文化環境部環境対策室課生活環境課  
電話：0773-66-1064 F A X：0773-62-9891  
メール：kankyou@city.maizuru.lg.jp

## 6. その他

- (1) 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は必要に応じて複写する。なお、使用は市役所内及び評価委員会での使用に限る。提出された書類等は情報公開の請求により、舞鶴市情報公開条例に基づき開示することがある。
- (4) 審査の結果によっては、特定者を特定せず本手続きを終了する場合がある。

【問い合わせ先】

舞鶴市市民文化環境部環境対策室生活環境課

担当：江上、菊本

電話：0773-66-1064